

交通死亡事故多発警報の発令について

県では、県内において交通死亡事故が多発していることから、県民生活部長による「交通死亡事故多発警報」を発令し、県、県警察、市町村及び関係機関・団体が連携し、集中的な交通事故防止対策を実施します。

本年の県内における交通事故死者数は、7月5日現在53人であり、その約6割の30人が65歳以上の高齢者です。

また、令和5年7月1日から7月5日までの5日間に発生した5件の交通死亡事故のうち3件で、二輪車の運転者が亡くなっています。

大切な命を守るために、思いやりとゆとりを持った安全な運転をお願いします。

● 交通死亡事故多発警報概要

1 発令日

令和5年7月7日（金）

2 発令期間

令和5年7月7日（金）から令和5年7月16日（日）までの間

3 発令理由

県内において、交通死亡事故が多発（5日間で5件）しているため。

4 取組内容

県民に対して、交通事故に対する注意喚起を行うとともに、県、市町村、県警察及び関係機関・団体と相互に協力し、交通事故防止対策を集中的に実施します。

5 その他

本年1回目の発令